

令和8年度省エネ行動促進プログラム実施業務 受託候補者の募集要項について

<募集期間>

令和8年3月2日（月）～令和8年3月16日（月）

- 提出及び問合せ先
京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：本多、山口）
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286

※ 当該業務委託に係る予算は、2月市会定例会にて提案中であり、予算審議の状況によっ
ては、契約内容を変更する場合や契約の締結ができない場合があります。

1 業務内容等

- (1) 委託業務の名称
令和8年度省エネ行動促進プログラム実施業務
- (2) 委託期間
契約の日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 委託概要
 - ア 委託内容
別紙の仕様書のとおり
 - イ 委託料上限額
9,840千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、本募集要項に定める内容を十分に理解し、仕様書の内容について、責任をもって実現する意思があり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しないものでないこと。
- (6) 京都市公契約基本条例第2条第1項3号に規定する京都市内の中小企業または京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (7) 政治、宗教を目的とした団体でないこと。

3 応募手続等

- (1) 提出書類
以下のア～カの資料を正本1部、副本4部の合計5部提出すること（見積書は正本1部を作成し、企画書には写しを添付すること）。

ただし、エの資料については、各1部の提出で可とする。

ア 企画提案書表紙（様式1）

イ 見積書

項目ごとに人件費、直接経費等を算出するなど、積算の内訳が把握できるようにすること。企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を1通提出すること。見積金額は、9,840千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を全体経費の上限価格とする。見積金額が上限価格を超えている場合は、失格とする。

ウ 企画書（提案内容）

次の事項を必ず記載すること。また、企画書には社名を入れないこと（様式不問）。

(ア) 本業務の実施体制等

本業務の運営体制、選任スタッフの確保、相談窓口の体制及びうちエコ診断士の登録者数の経験年数、主な実績等

(イ) 提案内容等

企画提案書の作成に当たっては、別紙仕様書を踏まえた業務内容に加え、特に以下の項目について提案内容を記載すること（原則としてA4横書きとし、枚数は問わない。図表やポスターイメージ等について別サイズの用紙を用いることは可。）。

- ・学習会や省エネガイドブックを受講又は閲覧した市民が、省エネを実践したくなるような内容を提案すること（仕様書2(1)エ「効果測定及びアフターフォローの実施」）。
- ・省エネ診断を受診していない市民が閲覧しても、省エネを実践したくなるようなHP掲載内容を提案すること（仕様書2(4)ウ「周知」）。

エ 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※1
- ・印鑑証明書 ※1
- ・納税証明書（国税等） ※1
- ・納税証明書（京都市税） ※1
- ・調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※2
- ・京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第1号様式） ※3

※1 申請書日前3箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto08/sanka08wto.htm>

※3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

オ SDGsに資する取組に関する資料

SDGsに資する取組として、これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001やKES等）の認証を受けている場合は、それを証する書類の写し。

カ その他資料

その他、上記以外に必要な資料等がある場合は、提出すること。

また、再委託を行う予定がある場合は、企画提案書に再委託先の名称及び業務の範囲を明記すること。なお、再委託に関する契約上の詳細については、本募集要項5

(3) イも参照すること)

(2) 提出期限

令和8年3月16日(月)午後5時(郵送の場合は必着とする。)

(3) 提出方法

応募者は、郵送又は直接持参により提出すること。

なお、郵送の場合は担当者に到着の確認を、直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。提出時間は、平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

(4) 提出部数

5部(見積書は正本1部を作成し、企画提案書には写しを添付すること。)

(5) 提出先

本募集要項の表紙に記載している「提出及び問合せ先」に提出すること。

(6) 質問及び回答

本募集要項及び仕様書に関する質問は文書(様式自由)による方法とし、令和8年3月9日(月)午後5時までに電子メールで提出し、メール送信後、電話で担当者に受信を確認すること。全ての質問及び回答については、質問者を特定できる情報を削除したうえで、京都市情報館において令和8年3月11日(水)までに公表する。

なお、回答は本募集要項等と一体のものであり、同等の効果を有するものとする。

電子メールアドレス：ge@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0.html>

京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載

4 プロポーザルの手続の概要

提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) 受託候補者の選定方法

「令和8年度省エネ行動促進プログラム実施業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、当該業務の受託事業者として、最も適した候補者(以下「受託候補者」という。)を選定する。

詳細は、別紙「選定要項」のとおり。

(2) 提案書に関するヒアリング

必要に応じて、企画提案書等の内容についてヒアリングを実施する。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知する。

(3) 評価項目及び評価基準

選定委員会の委員は、以下の評価基準について採点を行い、選定委員会の委員が採点した評価点の合計（合計点）が満点の6割を超え、かつ最も高い合計を得た応募者を受託候補者として選定する。

詳細は、別紙「評価基準」のとおり。

評価項目	審査内容	配点
実施体制	うちエコ診断士登録者数	8
	本業務への専任スタッフの確保、相談窓口の体制	8
	指揮系統の明確さ、円滑な業務運営	8
	市内の活動実績、本市特性の理解	8
業務実績	直近3年間の家庭の省エネに係る診断の実績件数	8
	学区等の市民と連絡・調整を行った業務の実績	8
人材育成	環境・エネルギー関連の情報収集能力	8
	うちエコ診断士への情報伝達・研修体制	8
提案内容	提案された企画提案書の内容	10
	家庭の省エネ診断受診者に配る資料や募集のチラシ、周知方法	8
その他	SDGsに資する取組を実施しているか。（これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001やKES等）の認証等）	8
	見積金額	10
合計得点		100

(4) 選定結果の通知

ア 応募者に対して、選定結果を書面で通知する。

イ 応募者は、選定結果に疑義がある場合は、選定結果の通知が届いてから休日を除く5日以内に書面により、説明を求めることができる。

ウ 前記イの求めがあった場合は、書面を受領した日から休日を除く5日以内に、書面により回答する。

(5) 選定結果等の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

(6) 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の企画提案書を基に、受託候補者と協議のうえで本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定に係る審査において順位

の高かった者の順に協議を行い、受託候補者を再選定する。

- ア 前記「2応募資格」に掲げる資格を満たさない者の場合
- イ 協議が不調に終わった場合
- ウ 提案書に虚偽の記載があると認められる場合
- エ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札等取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合
- オ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- カ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

5 契約に関する基本的事項

(1) 契約金額

契約金額は、本プロポーザルにおける見積額に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

なお、当該協議において本市が本事業の実施目的に資すると判断した企画提案書に記載された仕様書外の追加提案については、その全部又は一部に係る経費を契約金額に含むことがある。

(2) 契約内容

契約内容は、本プロポーザルにおける仕様書、受託者から提案された企画提案書等の内容に基づき、本市と受託者とが協議のうえ決定する。本プロポーザルにおいて受託候補者自身が提案した内容（仕様書内の提案内容）については、実現を確約したものとみなす。

なお、上記(1)と同様、本市が本事業の実施目的に資すると判断した企画提案書に記載された仕様書外の追加提案については、全部又は一部の項目を契約内容に含むことがあり、その場合には当該項目についても同様とする。

また、本業務により作成された成果物の権利は、京都市に帰属する。

(3) 特記事項

ア 本プロポーザルにおいて受託者が提案した内容（仕様書内の提案内容）の実現に当たり、追加費用及び別途費用が生じた場合は、全て受託者の負担とする。

なお、上記(1)及び(2)のなお書きのとおり仕様書外の追加提案の全部又は一部を含む契約を締結する場合は、当該項目の実現に係る追加費用及び別途費用についても同様に取り扱う。

イ 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

(4) 費用の支払い

ア 前払い金

契約金額の5割の範囲内で前払い金を支払えるものとし、受託者の請求に基づき、本市から受託者へ支払う。

イ 完了払い金

契約内容の業務の履行が完了したことを本市が確認したのち、受託者の請求に基づき、契約金額から前払い金を除いた費用を本市から受託者へ支払う。

(5) その他

この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、京都市 環境政策局 地球温暖化対策室が指示するところによるものとする。

なお、令和8年度当該業務委託に係る予算案は、令和8年2月市会に提案中であり、予算審議の状況によっては、内容の変更又は契約の締結ができない場合がある。

6 その他

- (1) 応募書類等の提出をはじめ選定までにかかる全ての費用は応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等については、本業務の受託候補者決定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 応募書類等は返却しない。また、提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類等に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (5) 本業務において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 本業務と関係が深い事業が新たに発生する場合は、本市から受託者に協議を要請することがある。

7 スケジュール（予定）

内容	期日等
募集の公告	令和8年3月2日（月）
質問受付期限	令和8年3月9日（月）午後5時
質問回答	令和8年3月11日（水）午後5時
企画提案書等提出期日	令和8年3月16日（月）午後5時
書類審査	令和8年3月中旬
審査の結果通知	令和8年3月下旬
業務委託契約	契約締結日
履行期限	令和9年3月31日（水）